

# 青森県報

号外第二十九号

令和七年  
三月三十一日  
(月曜日)

## 目次

### 規則

- 青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則等の一部を改正する規則……………(税務課) ……一
- 青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……二
- 青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) ……二
- 青森県河川法施行細則の一部を改正する規則……………(河川砂防課) ……二
- 青森県海岸法施行細則の一部を改正する規則……………(同) ……三
- 青森県地すべり等防止法施行細則の一部を改正する規則……………(同) ……三
- 青森県下水道事業財務規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……四
- 青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……四
- 青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則……………(防災危機管理課) ……四
- 青森県財務規則の一部を改正する規則……………(財務指導課) ……六
- 青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する規則……………(防災危機管理課) ……七
- 会計管理者の事務の一部委任の一部改正……………(財務指導課) ……八

## 規則

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 青森県規則第二十三号

#### 青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則等の一部を改正する規則

(青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則の一部改正)

第一条 青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則(令和六年三月青森県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「青森県知事」を「青森県知事」に改め、同様式の注の2中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第二号様式中「青森県知事」を「青森県知事」に改める。

(青森県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

第二条 青森県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年七月青森県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「青森県知事」を「県税事務局長」に改める。

第二号様式中「青森県知事」を「県税事務局長」に改め、同様式の注の2中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第三号様式中「青森県知事」を「県税事務局長」に改める。

(不動産取得税減免条例施行規則の一部改正)

第三条 不動産取得税減免条例施行規則(平成十年十月青森県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二号第一項及び第三項中「地域県民局長」を「県税事務局長」に改める。

第一号様式中「地域県民局長」を「県税事務局長」に改め、同様式の注の1中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第二号様式中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改め、同様式の注の1中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。  
 第三号様式中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改め、同様式の注の1中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。  
 第四号様式中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改め、同様式の注の1中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。  
 第五号様式中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改め、同様式の注の1中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第二十四号

青森県県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税の特別措置に関する条例施行規則（平成十一年七月青森県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地域県民局長（以下「局長」を「県税事務所長（以下「所長」に改め、同条第二項中「局長」を「所長」に改める。

第三条中「特定設備」を「対象設備」に、「局長」を「所長」に改める。

第四条、第五条及び第六条第一項から第三項までの規定中「局長」を「所長」に改める。

第一号様式中「地域県民局長」を「県税事務所長」に、「第12条第3項又は第45条第2項」を「第12条第4項又は第45条第3項」に改め、同様式の注の2中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同注の4中「特定設備」を「対象設備」に改める。

第二号様式中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改める。

第三号様式中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改め、同様式の注の1中「同

条第15項」を「同条第16項」に改める。

第四号様式中「地域県民局長」を「県税事務所長」に、「第12条第3項又は第45条第2項」を「第12条第4項又は第45条第3項」に改め、同様式の注の2中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同注の4中「特定設備」を「対象設備」に改める。  
 第五号様式中「地域県民局長」を「県税事務所長」に、「第12条第3項又は第45条第2項」を「第12条第4項又は第45条第3項」に改め、同様式の注の1中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同注の3中「特定設備」を「対象設備」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第二十五号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第二十六号

青森県河川法施行細則の一部を改正する規則

青森県河川法施行細則（昭和四十年四月青森県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

一 河川現況台帳 県土整備事務所

二 水利台帳 県土整備部河川砂防課

第三条中「第十八条の七第一項」を「第十八条の八第一項」に、「第十八条の十二」を「第十八条の十三」に、「第十八条の十第一項」を「第十八条の十一第一項」に改める。

第五条中「地域県民局長」を「県土整備事務所長」に改める。

別表中「第十八条の七第一項」を「第十八条の八第一項」に、「第十八条の十二」を「第十八条の十三」に、「第十八条の十第一項」を「第十八条の十一第一項」に、「地域県民局長」を「県土整備事務所長」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び別表の改正規定（「地域県民局長」を「県土整備事務所長」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

青森県海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十七号

青森県海岸法施行細則の一部を改正する規則

青森県海岸法施行細則（昭和四十二年四月青森県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「当該許可」を「次の各号に掲げる許可の申請等の区分に応じ、当該各号に定める当該許可」に、「地域県民局長」を「事務所の長」に改め、同条に次の各号を加える。

一 国、県、土地改良区その他の者が土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項の規定による土地改良事業として管理している施設で海岸保全

施設に該当するものの存する地域に係る海岸保全区域、同法の規定により決定されている土地改良事業計画に基づき海岸保全施設に該当するものを設置しようとする地域に係る海岸保全区域及びこれらの海岸保全区域に接する一般公共海岸区域のうち法第三十七条の三第二項の規定に基づき協議して定めた区域並びに県の管理する漁港区域内の海岸保全区域、当該漁港区域に接する海岸保全区域のうち法第五條第四項の規定に基づき協議して定めた区域及び当該漁港区域に接する一般公共海岸区域のうち法第三十七条の三第二項の規定に基づき協議して定めた区域に係る許可の申請等 農林水産事務所

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県地すべり等防止法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十八号

青森県地すべり等防止法施行細則の一部を改正する規則

青森県地すべり等防止法施行細則（昭和四十三年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「当該許可の申請等に係る地すべり防止区域を管轄する地域県民局長」を「次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事務所の長」に、「次に掲げる保安林等の存する」を「第一号に規定する」に改め、同条各号を次のように改める。

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項（同条第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項を除く。）の規定により指定された保安林（これに準ずべき森林を含む。）若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（これに準ずべき森林又は原野その他の土地を含む。）又は土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業が施行されて

いる地域若しくは同法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域（これらの地域に準ずべき地域を含む。）の存する地すべり防止区域に係る許可の申請等 農林水産事務所

二 前号に該当しない地すべり防止区域に係る許可の申請等 県土整備事務所

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第二十九号

青森県下水道事業財務規則の一部を改正する規則

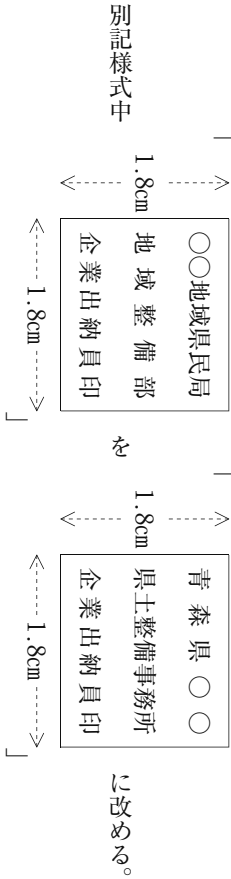
青森県下水道事業財務規則（令和二年三月青森県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

- 一 県土整備事務所 青森県中南県土整備事務所、青森県三八県土整備事務所及び青森県上北県土整備事務所をいう。

第二条第二号、第三条第一項及び第二項並びに第六条第一項中「地域整備部」を「県土整備事務所」に改める。

第三十条第一項中「取引」を「為替取引」に改め、同条第二項中「取引のある金融機関に」を「為替取引のある金融機関に」に、「振込み」を「口座振替」に改め、「場合」の下に「において、小切手に基づき支払を行うとき」を加え、「取引のある金融機関を」を「為替取引のある金融機関を」に改める。



附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第三十号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「地域県民局」を「県土整備事務所」に改める。

第三条第一項及び第二項中「地域県民局長」を「県土整備事務所長」に改める。

第十八条中「地域県民局の地域整備部」を「県土整備事務所」に改める。

第二十七条第一項中「地域県民局の地域整備部」を「県土整備事務所」に改め、同

条第四項中「地域県民局の地域整備部長」を「県土整備事務所長」に改める。

第二十八条及び第三十条中「地域県民局の地域整備部長」を「県土整備事務所長」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第二十一号

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則



青森県下北農林水産事務所長  
 青森県下北県土整備事務所長  
 下北教育事務所長

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十二号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「（地域県民局にあつては、各部の長）」を削る。

第三十九条第三項第一号中「、動物愛護センター」を削り、同項第二号中「県民福祉プラザ」の下に「、動物愛護センター」を加え、同項第八号中「及び保管場所標章の交付に係る手数料」を削る。

第二百四十七条の表中「二百五十万円」を「四百万円」に、「百六十万円」を「三百万円」に、「八十万円」を「百五十万円」に、

「五十万円」を「百万円」に、「三十万円」を「五十万円」に、「百万円」を「二百万円」に改める。

第五百十条の四中「（特例政令第二条第六号に規定する一連の調達契約（最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨を明らかにしたものに限り。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、二十四日前）」を削る。

第二百六十六条中「（地域県民局にあつては、各部の長）」を削る。

第二百七十一条第二項中「（地域県民局にあつては、各部の長）」を削り、「地域

県民局の部」を「地域連携事務所」に改める。  
 第三百三条第一項及び第三百四条第二項中「（地域県民局にあつては、各部の長）」を削る。

第三百三十三条及び第三百五十三条中「地域県民局」を「県税事務所」に改める。  
 別表第一中「東青地域県民局」、「中南部地域県民局」、「三八地域県民局」、「西北地域県民局」、「上北地域県民局」及び「下北地域県民局」を削り、

「青森県中央県税事務所

青森県中南部県税事務所

青森県三八県税事務所

青森県西北県税事務所

青森県上北県税事務所

青森県下北県税事務所

青森県中央児童相談所

青森県中南部児童相談所

青森県三八児童相談所

青森県西北児童相談所

青森県下北児童相談所

青森県上北児童相談所

青森県女性相談支援センター

青森県子ども自立センターみらい

青森県東青地域連携事務所

青森県中南部地域連携事務所

青森県三八地域連携事務所

青森県西北地域連携事務所

青森県上北地域連携事務所

青森県下北地域連携事務所

青森県青森環境管理事務所

青森県弘前環境管理事務所

青森県八戸環境管理事務所

青森県むつ環境管理事務所

青森県東津軽保健所

青森県中津軽保健所

青森県中南部保健所

「青森県子ども自立センターみらい」を

に

青森県三戸保健所  
 青森県西北保健所  
 青森県上北保健所  
 青森県下北保健所  
 青森県中央福祉事務所  
 青森県中福祉事務所  
 青森県三戸福祉事務所  
 青森県西北福祉事務所  
 青森県下北福祉事務所  
 青森県上北福祉事務所

「青森県東青農林水産事務所  
 青森県中農林水産事務所  
 青森県三八農林水産事務所  
 青森県西北農林水産事務所  
 青森県上北農林水産事務所  
 青森県下北農林水産事務所  
 青森県病害虫防除所  
 青森県営農大 学 校  
 青森県東青農大 学 校  
 青森県中農大 学 校  
 青森県南農大 学 校  
 青森県三八農大 学 校  
 青森県西北農大 学 校  
 青森県上北農大 学 校  
 青森県下北農大 学 校  
 青森県土整備事務所  
 青森県中農土整備事務所  
 青森県南農土整備事務所  
 青森県三八農土整備事務所  
 青森県西北農土整備事務所  
 青森県上北農土整備事務所  
 青森県下北農土整備事務所」

第一号様式の1の(2)中「(青森県)を削る。」を削り、同1の(3)及び同様式の注の3を削る。  
 第二号様式の(その四)の注の1中「地域民局の県税部」を「県税事務所」に改める。  
 第三十号様式の(その一)の注中「地域民局の部にあつては公所名の後に当該部の名称を、」を削る。  
 第八十八号様式の注の3中「、地域民局にあつては部長が」を削る。

第六十号様式の(その二)の注の1中「及び地域民局」を削る。  
 第八十七号様式の(2)中「(青森県)を削る。」を「(県税事務所名)」に改める。

附 則

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 改正後の青森県財務規則第五百十條の四の規定は、この規則の施行の日以後に青森県財務規則第五百十條の四により読み替えられた同規則第二百二十九條の規定による公告(以下「公告」という。)を行う一般競争入札について適用し、同日前に公告を行った一般競争入札については、なお従前の例による。

訓 令

青森県訓令甲第十二号

庁 中 一 般  
 各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程(昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表総務部の項中

「		広報広聴班	広報広聴課長	を
広報広聴班	行幸啓班	広報広聴課長	行幸啓室長	に改

め、同表総合政策部の項中

統計分析班	統計分析課長
-------	--------

を

統計分析班	統計分析課長
統合新病院開設準備班	統合新病院開設準備室長

に改

め、同表環境エネルギー部の項中

環境保全班	環境保全課長
自然保護班	自然保護課長
エネルギー開発振興班	エネルギー開発振興課長

を

エネルギー・脱炭素政策班	エネルギー・脱炭素政策課長
資源循環推進班	資源循環推進課長
自然保護班	自然保護課長

に改め、同条第三

項中「及び課」を「課及び室」に改める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

告

示

青森県告示第二百二二号

平成十九年七月一日青森県告示第五百一号（会計管理者の事務の一部委任）の一部

を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

出納員の項の表中「東青地域県民局及び」を「青森県中央県税事務所、青森県中央児童相談所、青森県女性相談支援センター、青森県東青地域連携事務所、青森県青森環境管理事務所、青森県東津軽保健所、青森県中央福祉事務所、青森県東青農林水産事務所及び」に、「（地域県民局を除く。）」を「（県税事務所、児童相談所、青森県女性相談支援センター、地域連携事務所、環境管理事務所、保健所、福祉事務所、農林水産事務所及び県土整備事務所を除く。）」に、「地域県民局各部（地域連携部及び県税部を除く。）」を「児童相談所、青森県女性相談支援センター、環境管理事務所、保健所、福祉事務所、農林水産事務所及び県土整備事務所」に、「地域県民局地域連携部に属する」を「地域連携事務所に属する」に、「東青地域県民局地域連携部」を「青森県東青地域連携事務所」に、「地域県民局（東青地域県民局を除く。）」の各部（地域連携部を除く。）」を「県税事務所（青森県中央県税事務所を除く。）」、「児童相談所（青森県中央児童相談所を除く。）」、「環境管理事務所（青森県青森環境管理事務所を除く。）」、「保健所（青森県東津軽保健所を除く。）」、「福祉事務所（青森県中央福祉事務所を除く。）」、「農林水産事務所（青森県東青農林水産事務所を除く。）」、「県土整備事務所（青森県東青県土整備事務所を除く。）」に、「地域県民局地域連携部の」を「地域連携事務所の」に、「地域県民局県税部」を「県税事務所」に、「同上」を「県税事務所」に改め、分任出納員の項の表中「地域県民局地域健康福祉部各総室（保健総室を除く。）」を「青森県中央福祉事務所」に改める。

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭